

平成 29 年度 久留米市水道事業注記表

I 重要な会計方針

地方公営企業法施行令にもとづく地方公営企業会計基準を適用して、財務諸表等を作成している。

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

減価償却の方法 定額法による。

主な耐用年数

建物	10～50 年
構築物	2～60 年
機械及び装置	2～20 年
車両運搬具	2～ 5 年
器具及び備品	2～20 年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

減価償却の方法 定額法による。

主な耐用年数

電話加入権	0 年
商標権	10 年
地上権	5 年

(3) リース資産

現在リース契約を締結しているものは、所有権移転外のファイナンス・リース取引、オペレーティング・リース取引であり、所有権移転外のファイナンス・リース取引について、久留米市企業局は、中小規模事業者の特例的会計処理が認められているため、通常の賃貸借取引に準じた会計処理を行なっている。

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における水道事業が負担すべき退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給及びそれらに係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額(12月から3月までの4ヶ月分)を計上している。

(3) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等により、回収不能見込額を計上している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、決算報告書については税込方式、損益計算書、貸借対照表、剰余金計算書については税抜方式によっている。

II 貸借対照表等関連

1 引当金の取り崩し

(1)退職給付引当金の取り崩し

平成 29 年度において、退職手当として 67,808,636 円を支給することとなったため、退職給付引当金 67,808,636 円を取り崩した。

(2)賞与引当金の取り崩し

平成 29 年度において、期末手当及び勤勉手当の支給並びに法定福利費として 143,076,847 円を支出するために、賞与引当金 49,105,090 円を取り崩した。

(3)貸倒引当金の取り崩し

平成 29 年度において、不納欠損処分に係るものとして、貸倒引当金 2,403,660 円を取り崩した。

2 リース契約により使用する固定資産

(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	21,983,481 円
1年超	29,888,812 円
計	51,872,293 円

(2)オペレーティング・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	4,328,435 円
1年超	2,164,217 円
計	6,492,652 円

III セグメント情報の開示

久留米市水道事業は、水道事業のみの単一セグメントであり、損益計算書及び貸借対照表等と重複することからセグメント情報は省略する。